

# 令和 8 年度 フードバリューチェーン構築基盤整備事業 募 集 要 領

募集期間：令和 8 年 3 月 2 5 日（水）から 5 月 1 3 日（水）まで

フードバリューチェーン構築基盤整備事業（以下、本事業）に関する要綱・要領、各種申請様式等は、宮城県農政部農業振興課の下記ホームページをご覧ください。

(URL) [https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/food\\_v.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/food_v.html)

## 第 1 事業の目的

新・宮城の将来ビジョンに掲げる「地域の底力となる農業の国内外への展開」を実現し、農業産出額の増加、質の高い雇用の増大を図るため、生産、製造・加工、流通、消費に至る各段階で生産活動の効率を高めながら商品に付加価値を付けることを目的とした経営計画を認定し、その実現を支援することを目的に本事業を実施します。

## 第 2 事業対象者

- 1 県内に在住する農業を営む個人及び県内に本店を有する農業法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人）  
※事業実施年度において設立、登記する場合は、交付決定前に登記完了していること。交付決定前に事前着手する場合は着手前に登記完了していること。  
※農地を利用する場合は、交付決定前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。
- 2 過去に本事業、本県が実施する大規模園芸経営体育成事業及びアグリビジネス経営基盤強化整備事業を実施した者においては、認定を受けた事業実施計画において各数値目標を達成していること。

## 第 3 募集期間

令和 8 年 3 月 2 5 日（水）から 5 月 1 3 日（水）まで（各地方振興事務所または地域事務所必着）  
※予算上限に達しない場合期間を延長します（県農業振興課ホームページでお知らせします）。

## 第 4 経営計画の主な要件

- 1 事業導入後目標年（おおむね 3 年後）までに年間販売金額（売上高）が 3 0, 0 0 0 千円以上増加すること。
- 2 目標年（おおむね 3 年後）までに新規雇用が 1 人以上かつ延べ従事日数 2 0 0 日以上増加すること。
- 3 事業対象となる事業投資額（総事業費）が 1 0, 0 0 0 千円以上であること。

## 第 5 経営計画作成の留意点

補助事業の実施は、認定された経営計画に基づき事業を実施する必要があり、原則として変更は認められません。経営者が主体的に自社の経営状況を分析し、実現性・具体性のある精度の高い計画を作成してください。計画の作成にあたっては、（公財）みやぎ産業振興機構アグリビジネス支援室やお住まいの地域の農業改良普及センター、農業協同組合等へ相談いただき、第三者から指導・助言を受けるようお願いいたします。

## 第6 補助対象の内容

### 1 補助対象経費

知事の認定を受けた経営計画を達成するために必要な下記事業実施に要する直接的な経費のうち知事が適当と認めるもの。

- (1) 農産物の品質を高めることやニーズに対応した商品を開発するための施設・機械の整備
- (2) 一次加工等による付加価値化を図るための施設・機械の整備
- (3) 農産物等の輸送ロスを削減するための施設・機械の整備
- (4) その他経営計画達成のために必要と認められた機械や施設等の取得又は整備

### 2 補助率：補助対象経費の1/2以内（補助金限度額3千万円）

### 3 採択予定件数：1件程度

### 4 事業期間：交付決定日（令和8年7月上旬頃）から令和9年3月まで（令和8年度内完了）

## 第7 申請方法

### 1 申請先

本事業の実施を希望する農業法人は、事業実施計画を作成の上、本店等の所在地を所管する県地方振興事務所または地域事務所に申請してください。

### 2 提出書類

経営計画承認申請書（別記様式第1号）のほか、申請に必要な書類は下記のとおりですが、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出書類等は返却致しません。

- (1) 経営計画（別紙1）
- (2) 実施設計書（別紙4）
- (3) 見積書
- (4) 設計図、配置図、カタログ等
- (5) 事業実施箇所の位置図
- (6) 法人定款、登記簿謄本の写し、住民票抄本（個人の場合）
- (7) 直近3ヶ年の決算書等の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

### 3 提出部数

2部（正本1部、写し1部）

## 第8 事業計画の審査及び認定

### 1 事業審査

募集終了後に、外部委員等による事業審査会を開催します。事業審査会では、事業計画の妥当性や実現可能性、事業の成長性、収支・資金計画の妥当性、事業実施体制等について審査を行い、認定する経営計画を決定します。

なお、事業審査会において、申請者には事業実施計画に基づき15分間程度の説明をしていただきます。

### 2 予備審査

申請された事業実施計画について、事前に予備審査を行い、総合的な知見から事業審査会で審査する事業実施計画を決定する場合があります（事業審査会に進めない場合があります）。

### 3 認定結果の通知

事業実施計画の認定結果については、後日、農業振興課から申請者宛て通知いたします。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられません。

## 第9 補助事業の実施

### 1 補助金交付申請等

経営計画の認定を受けた者は、フードバリューチェーン構築基盤整備事業費補助金の交付を受けることができます。交付申請及びその後の手続きについては、認定者に対して別途お知らせします。

### 2 公表

採択となった場合には、法人（個人）名、テーマ、事業内容、補助金対象額等の情報を公表する場合があります。

### 3 補助事業期間

事業期間は、交付決定日から令和9年3月31日までで、その期間内に整備・取得した施設・機械等であり、かつ、業者への支払いが完了しているものが対象となるため、余裕を持ったスケジュールを立てる必要があります。

事業の着手（施設及び機械等の入札を含む）は、原則として、補助金の交付決定後に行うことになります。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を提出してください。

この場合、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等については、自らが負担することになりますので御承知ください。

### 4 補助金の支払い

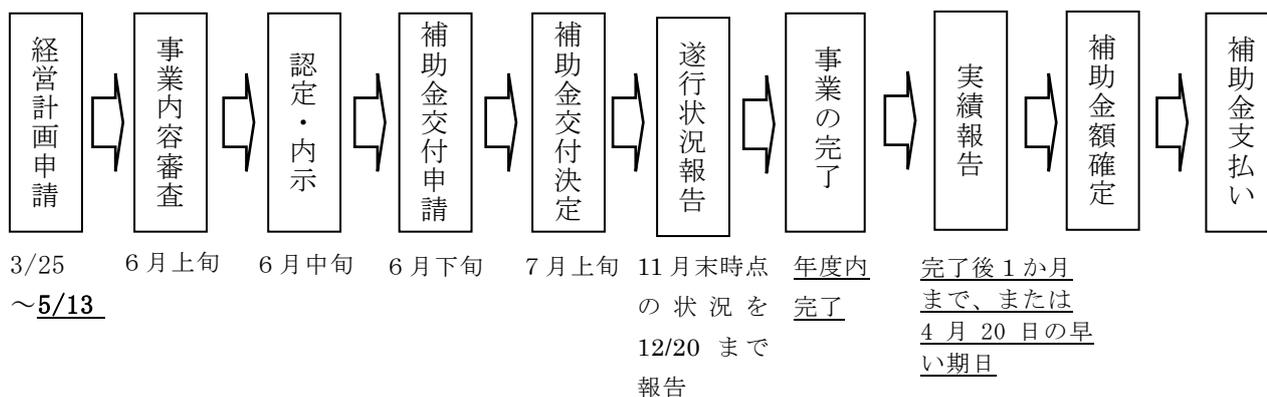
原則として補助金の支払いは、補助事業の完了後、補助金の額の確定をした後に精算払いとなります。

### 5 状況報告

事業実施後5年間、実施状況を報告いただきます。

（計画目標未達成の場合は5年後以降も継続して報告いただきます。）

## 第10 事業実施スケジュール（予定）



問い合わせ先：

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0224-53-3289	FAX0224-53-3138
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL022-275-9250	FAX022-275-0296
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0229-91-0717	FAX0229-23-0910
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0228-22-2268	FAX0228-22-6144
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0225-95-7809	FAX0225-95-2999
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0220-22-3535	FAX0220-22-7522
気仙沼地方振興事務所農業・農村振興部農業振興班	TEL0226-24-2534	FAX0226-22-1606
農政部農業振興課先進的経営体支援班	TEL022-211-2833	FAX022-211-2839